

特定秘密保護法の施行に抗議し同法の廃止を求める会長声明

2014（平成26年）12月17日

千葉県弁護士会 会長 蒲田孝代



今月10日、特定秘密保護法が施行された。

当会は、法案段階から同法の制定に反対し、同法の成立後も廃止を強く求めてきた。

国民大多数の反対の声や国際社会からの懸念の声にもかかわらず、同法が施行されたことは極めて遺憾である。

特定秘密保護法は、行政機関の長の判断によって、国家の保有する情報を秘密指定することによって、国民の知る権利を侵害するものである。

国民が知っておくべき有益な情報であっても、秘密指定されれば、公務員がこれを国民に知らせたり国民がこれを知ったりすれば、漏えい罪や取得罪に問われ重罰に処せられるばかりか、未遂罪や過失罪はおろか共謀罪によっても処罰される。そのため国民の知る権利が萎縮し、表現の自由が侵害され、民主主義が正常に機能しない社会に陥ることが危惧される。

秘密指定解除手続が確立しておらず、永久に秘密にされる場合もある。

立法府や司法府の担い手すら同法により処罰の対象となりうるため、行政府に対する権力分立による監視機能も果たせない。

同法が定める適性評価制度は、国民の私的生活やプライバシーを侵害し、国家による国民監視を促進する恐れがある。

同法は、国民に対しては厳罰をもって秘密情報から隔離する反面、外国政府には秘密情報の共有を認める規定があり、日米の安全保障政策における重要な情報が国民に隠されたまま我が国の平和主義に反する政策が進められても国民はこれに反対することすらできなくなる。

今年10月14日に閣議決定された秘密保護法施行令及び運用基準は、特定秘密保護法の危険性を何ら解消するものではなく、内閣保全監視委員会や内閣府独立公文書管理監は内閣総理大臣の指揮監督下にあり、内閣から独立した第三者機関による監視制度が整備されていないことも極めて重大な問題である。

以上のとおり、特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権の保障、平和主義、三権分立という日本国憲法の基本原則にことごとく反しており、廃止するほかない。

当会は、今後とも、同法の廃止を求めるとともに、日本国憲法の基本原則に反する運用がなされないよう注視していく所存である。

以上